

東京都下水道条例の一部改正について

(東京都指定排水設備工事事業者の指定基準)

1 改正内容

(指定の基準)

第七条の三

「二 第七条の七に規定する専任の排水設備工事責任技術者を、事業所ごとに一名以上置くこと。」を「排水設備工事責任技術者を、事業所ごとに1名以上選任すること。」に改める

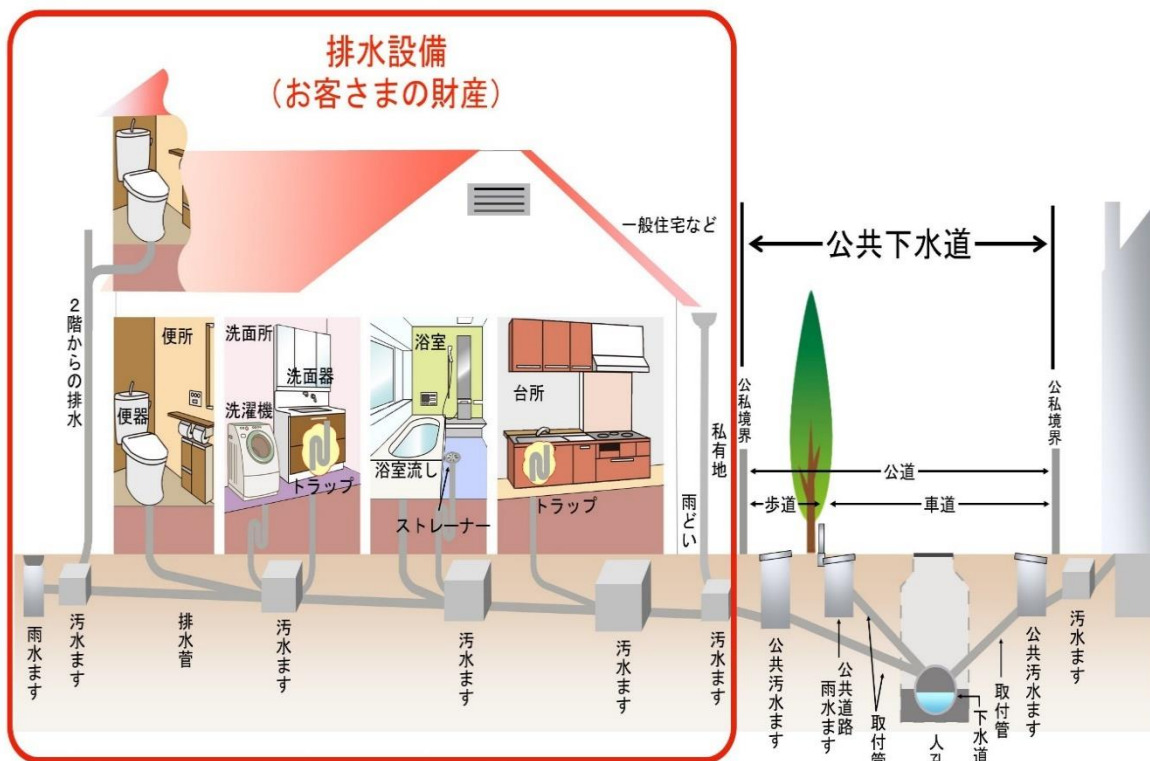
2 改正の背景

- デジタル社会の実現に向けた構造改革推進の一環として、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のためのアナログ規制※の緩和などを実施
※職務の従事や事業所への所属等について、専らその任にあたることを求めている規制
- 現行の指定要件において、専任の排水設備工事責任技術者を事業所ごとに置くことがアナログ規制に当たることから見直しを実施

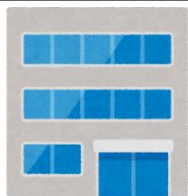
3 施行日

- 令和6年12月25日

図1 排水設備について（合流式の例）



東京都指定排水設備工事事業者



東京都23区内での排水設備の新設等の工事は
『東京都指定排水設備工事事業者』でなければ施行
してはならない。（東京都下水道条例第7条）

図2 「専任」から「選任」への見直し

